

平成24年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の説明書

三 原 市

目 次

1 平成24年度決算に基づく健全化判断比率	
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 平成24年度決算に基づく資金不足比率	
(1) 総括表	7
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8
健全化判断比率等の対象について.....	9

1 平成24年度決算に基づく健全化判断比率

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成24年度決算 健全化判断比率	—	—	10.5 [10.4]	77.6 [83.6]
早期健全化基準	11.95	16.95	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

(注1) 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

(注2) []は、平成23年度の数值。

○早期健全化基準

- ・実質赤字比率 11.95%
(標準財政規模に応じ、11.25%～15%の間で定めた値)
- ・連結実質赤字比率 16.95% (実質赤字比率の基準に5%を加算した値)
- ・実質公債費比率 25.0 %
(地方債協議・許可制度における一般単独事業の許可が制限される値)
- ・将来負担比率 350.0 %
(実質公債費比率の基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年限を勘案し定めた値)

※健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合

議会の議決を経て、実質赤字比率は実質赤字の解消を、他の3つの比率は早期健全化基準未滿とすることを目標とした財政健全化計画を定め、公表しなければならない。

○財政再生基準

- ・実質赤字比率 20.00% (旧再建法の起債制限の基準による値)
- ・連結実質赤字比率 30.00% (実質赤字比率の基準に10%を加算した値)
- ・実質公債費比率 35.00%
(地方債協議・許可制度における公共事業等の許可が制限される値)

※健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合

議会の議決を経て、実質赤字比率は実質赤字の解消を、他の2つの比率は財政再生基準未滿とすることを目標とした財政再生計画を定め、公表しなければならない。財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を得ない場合は、災害復旧事業以外の事業の財源として起債を起こすことができない。

(2) 実質赤字比率

市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

(単位：千円)

ア 一般会計等の実質収支額		※「一般会計等」＝「普通会計」			
会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質 収支額 E (C-D)
一般会計	47,246,150	46,184,270	1,061,880	243,358	818,522
ケーブルネットワーク 事業特別会計	43,136	43,136	0	0	0
公共用地先行 取得事業特別 会計	654,596	654,596	0	0	0
港湾事業特別 会計	147,331	136,743	10,588	0	10,588
土地区画整理 事業特別会計	170,579	168,329	2,250	2,250	0
合計	48,261,792 [45,364,685]	47,187,074 [44,258,496]	1,074,718 [1,106,189]	245,608 [474,545]	829,110 [631,644]

(単位：千円)

イ 標準財政規模	27,121,097 [26,641,855]
うち、臨時財政対策債発行可能額	2,311,579 [2,141,372]

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	(参考)実質収支比率(黒字)3.1% [2.4%]
----------	---	------------------------------

(注) 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{ウ 実質赤字比率} = \frac{\text{ア 実質収支額 E欄の合計 (マイナスの場合のみ)}}{\text{イ 標準財政規模}}$$

※ 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額
(地方公共団体の通常収入される経常的一般財源の規模を示すもの)

(3) 連結実質赤字比率

市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。

(単位：千円)

ア 各会計の実質収支額及び資金不足額等		
区 分	金 額	備 考
一般会計等の実質収支額の合計	829,110	(2) アの E欄の合計
一般会計等以外の特別会計の実質収支額	584,281	実質収支額が赤字である場合は、 マイナス(△)で表示
国民健康保険(事業勘定)特別会計	513,358	
国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計	24,775	
介護保険特別会計	42,309	
後期高齢者医療特別会計	3,839	
駐車場事業特別会計	0	
公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額	1,565,622	資金不足額がある場合は、 マイナス(△)で表示
水道事業会計	1,565,622	
簡易水道事業特別会計	0	
公共下水道事業特別会計	0	
漁業集落排水事業特別会計	0	
農業集落排水事業特別会計	0	
小型浄化槽事業特別会計	0	
土地区画整理事業特別会計	0	
合 計	2,979,013 [2,271,210]	

(単位：千円)

イ 標準財政規模	27,121,097 [26,641,855]	
----------	----------------------------	--

(単位：%)

ウ 連結実質赤字比率	—	(参考) 連結実質収支比率(黒字)11.0 % [8.5%]
------------	---	--------------------------------------

(注) 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{ウ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額[アの合計]}(\text{マイナスの場合のみ})}{\text{イ 標準財政規模}}$$

(4) 実質公債費比率

市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	5,932,761 [5,809,882]	繰上償還額を除く
イ 準元利償還金	1,286,453 [1,187,525]	公営企業債分の繰出金 一部事務組合負担金 債務負担行為額
ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額	4,987,876 [4,740,314]	基準財政需要額 ・災害復旧費等 ・事業費補正 ・密度補正
エ 標準財政規模	27,121,097 [26,641,855]	

(単位：%)

オ 実質公債費比率 (単年度)	10.1	カ H22 11.3% キ H23 10.3%
ク 実質公債費比率 (3か年平均)	10.5 [10.4]	(オ+カ+キ) / 3

【算定方法】

$$\begin{aligned}
 \text{オ 実質公債費比率 (単年度)} &= \frac{\text{ア 地方債の元利償還金} + \text{イ 準元利償還金} - \text{ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{エ 標準財政規模} - \text{ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{2,231,338}{22,133,221} \\
 &= 10.1\%
 \end{aligned}$$

(5) 将来負担比率

市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
① 一般会計等に係る地方債の現在高	64,022,530 [63,140,412]	
② 債務負担行為に基づく支出予定額	312,813 [302,898]	他団体の借入金に対する償還費負担金等
③ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	20,279,310 [20,381,169]	公共下水道事業特別会計等への繰入見込額
④ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	145,531 [112,351]	
⑤ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	7,002,407 [7,901,946]	
⑥ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 [0]	損失補償に係る負担見込額
⑦ 連結実質赤字額	0 [0]	
⑧ 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 [0]	
計 ア 将来負担額	91,762,591 [91,838,776]	
⑨ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	11,468,641 [11,720,494]	
⑩ 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入	9,967,475 [10,234,408]	住宅使用料, 都市計画税等
⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	53,145,281 [51,570,313]	
計 イ 充当可能財源等	74,581,397 [73,525,215]	
ウ 標準財政規模	27,121,097 [26,641,855]	
エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,987,876 [4,740,314]	基準財政需要額 ・災害復旧費等 ・事業費補正

(単位：%)

オ 将来負担比率	77.6 [83.6]	
----------	----------------	--

【算定方法】

$$\begin{aligned} \text{オ 将来負担比率} &= \frac{\text{ア 将来負担額} - \text{イ 充当可能財源等}}{\text{ウ 標準財政規模} - \text{エ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\ &= \frac{17,181,194}{22,133,221} \\ &= 77.6\% \end{aligned}$$

2 平成24年度決算に基づく資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(1) 総括表 (単位：%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
漁業集落排水事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
小型浄化槽事業特別会計	—
土地区画整理事業特別会計	—
経営健全化基準	20.0 ※会計ごと

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 法適用企業

① 資金不足額 (単位：千円)

会計名	流動負債 A	流動資産 B	資金不足額 又は資金剰余額 C (A - B)	事業の規模 D
水道事業会計	308,761	1,874,383	△1,565,622	2,057,665

(注1) 流動負債(A)は、控除未払金等の控除額を除いたものである。

(注2) 流動資産(B)は、控除財源等の控除額を除いたものである。

(注3) C欄がマイナス(△)の場合、資金剰余額となる。

(注4) 事業の規模(D)は、営業収益から受託工事収益を除いたものである。

② 資金不足比率 (単位：%)

水道事業会計	—	(参考) 資金剰余比率 (黒字)	76.1% [69.1%]
--------	---	------------------	------------------

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{② 資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 C (マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{事業の規模 D}}$$

(3) 法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	歳入額 B	資金不足額 又は資金剰余額 C(A-B)	事業の規模 D
簡易水道事業 特別会計	433,664	433,664	0	43,484
公共下水道事業 特別会計	3,318,161	3,318,161	0	941,815
漁業集落排水事業 特別会計	312,812	312,812	0	5,695
農業集落排水事業 特別会計	91,979	91,979	0	24,645
小型浄化槽事業 特別会計	86,492	86,492	0	17,434
土地区画整理事業 特別会計	213,829	213,829	0	0

(注1) 歳入額(B)は、翌年度に繰り越すべき財源を除いたものである。

(注2) C欄がマイナス(△)の場合は、資金剰余額となる。

(注3) 事業の規模(D)は、営業収益に相当する収入から受託工事収益に相当する収入を除いたものである。

② 資金不足比率

(単位：%)

簡易水道事業特別会計	—	(参考) 資金剰余比率 0.0%
公共下水道事業特別会計	—	(参考) 資金剰余比率 0.0%
漁業集落排水事業特別会計	—	(参考) 資金剰余比率 0.0%
農業集落排水事業特別会計	—	(参考) 資金剰余比率 0.0%
小型浄化槽事業特別会計	—	(参考) 資金剰余比率 0.0%
土地区画整理事業特別会計	—	(参考) 資金剰余比率 0.0%

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{② 資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 C (マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{事業の規模 D}}$$

健全化判断比率等の対象について

(地方公共団体財政健全化法)

総務省資料

